

宇情審答申第34号
令和2年3月17日

宇治市教育委員会
教育長 岸本 文子 様

宇治市情報公開審査会
会長 片桐 直人

宇治市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年10月21日付け、元宇教支学第1257号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書部分公開決定（公開請求に係る公文書の内容：平成31年度京都府学力診断テスト（小4・中1）の結果）に係る審査請求についての諮問

答 申

第1 結論

宇治市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書に係る部分公開決定において、一部公開しないこととした③正答数の相対度数分布一覧（国語及び算数※）のうち、正答率に係る部分については、小学校、中学校ともに、①テスト結果の概要の合計得点の成績降順に並べ替えた上で、各学校名以外については、相対度数分布グラフも含めて公開すべきであり、正答人数に係る部分については、小学校、中学校ともに、学校名、合計人数及び正答人数を非公開すべきである。

※中学校においては国語及び数学

第2 審査請求の経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

令和元年8月8日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「京都府学力診断テスト結果（令和元年〔平成31年〕度小学校分中学校分、児童生徒の個人結果を除く）」（以下「本件請求」という。）を請求の内容とする公文書公開請求書を提出した。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 審査請求人の公文書公開請求に該当する公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書を、「平成31年度京都府学力診断テスト（小4・中1）の結果」（以下「本件文書」という。）であると特定した。

3 実施機関の決定及び審査請求人への通知

令和元年8月22日、実施機関は、本件文書について、条例第6条第2号及び第5号に該当することを理由として、条例第11条第1項の規定により、公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

4 審査請求

令和元年9月27日、審査請求人は、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

条例第11条第1項の規定による公文書の部分公開決定の取消しを求めるものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書に記載している主張は次のとおりであり、意見陳述において述べている主張も概ね同様である。

宇治市情報公開条例の非開示の該当性否かの判断の問題である。非開示処分を行使

した行政側に立証する責任がある。本件の主催者である府は審査会の判断を規制する通達はなんら示されていない。条例上の請求権に基づく開示請求である。本件調査対象は小学校1年から6年のうち4年生を対象とし中学校は1年から3年内1年を対象とする。調査対象は一部分である本件テスト結果は京都府学力診断テストの一部を表しただけで公開は教務教育への関心を高め市全体の教育の向上に寄与する公益性の高い情報であるから市条例6条第2号、第5号には該当しないと考えられるから審査請求を申し立てるものである。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件請求における非公開部分を含めたテスト結果については、宇治市等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより本件事業の目的である、「結果を分析することにより指導上の課題を明らかにして、授業改善を推進し、質の高い学力をはぐくむ」ことを果たすことができなくなり、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (2) テスト結果が公表されれば、実施機関がいくら本件テストの趣旨を説明し保護者に理解を求めたとしても、結果のみが一人歩きをし、それらの情報は数値化されランキング付けをされて、インターネット上において電磁的記録情報として公開されることは十分に予想される。
- (3) 本件学力調査において測定できるのは学力の一部分であり、学校における教育活動の一侧面であるにも関わらず、地域住民や保護者の間で、その結果のみで学校間の序列化や過度な競争意識が発生してしまうおそれがある。
- (4) 学校間の序列化がされた結果、正答率の悪かった学校の児童生徒が劣等感等を抱いたり、教師や学校の教育の在り方が批判対象とされたりするなど、これらのこと回避するため、過度な競争意識が起これかねない。このことは、公教育の在り方からすれば、好ましいものではないえに、市立小・中学校の児童生徒は、在住する住所地により指定された学校に通学するため、学力が当該地域の特徴（経済的・社会的・文化的条件等）に関わるものと捉えられることにより、正答率が悪かった地域に居住する保護者、児童生徒等に対する偏見や差別を助長する可能性がある。
- (5) 小規模校の調査結果においては、少人数であるが故に、特定の個人を識別することができるおそれのある情報であるため、本件請求に係る情報は、条例第6条第2号に該当するとして本件決定を行った。
- (6) 本件決定に際しては、京都府情報公開審査会より、CD-ROMに記録されたエクセルデータの順序を成績上位校から降順に並べ替えた上で、各学校名、学校別の受検者数及び欠席者数を非公開とし、紙媒体に出力したものを開示すべきとの答申が出されたことによる、平成30年10月4日の京都府教育委員会学校教育課からの「京都府学力診断テスト結果に係る情報公開について」に基づき、これまでの各学校名以外を非公開としていたものを、教科毎に成績上位校から降順に並べ替えた上で各学校名、

学校別の受検者数及び欠席者数を非公開とした学校別のテスト結果で公開している。

第5 当審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張の内容に基づき、本件決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

本件文書は、平成31年度に宇治市立小学校の第4学年及び中学校の第1学年を対象に行った国語科と算数科の京都府学力診断テストの結果（①テスト結果の概要②設問別結果の概要③正答数の相対度数分布④ローデータ等）についてである。

また、本件文書の原本は、マイクロソフト社の表計算ソフトウェアであるエクセルにより作成されている電磁的記録である。

①テスト結果の概要及び②設問別結果の概要については、京都府教育委員会の公開方法を参考にしており、京都府が事務処理上、複数の学校を並べて記載する際に慣例的に定めている掲載順序のまま公開すると学校名を非公開としても容易に学校を推測され、学校別のテスト結果の数値と結びつけて捉えられるおそれがあることから、エクセルデータの学校の順序を合計得点の成績上位校から順に並べ替え、各学校名、学校別の受検者数及び欠席者数を非公開とし、点数、正答率を公開している。

他方、③正答数の相対度数分布一覧については、並べ替えせずに学校名等、合計、京都府全体の結果のみを公開とし、相対度数分布グラフ、正答率及び正答人数を非公開としている。

2 条例第6条第5号該当性について

(1) 実施機関は、本件決定の理由として「本調査において測定できるのは学力の一部であり、学校における教育活動の一側面であるにも関わらず、地域住民や保護者の間で、学校間の序列化や過度な競争意識が発生してしまうおそれがある。そうなった場合、本調査の目的である正確な学習状況を調査することができなくなり、実施機関が行う当該調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としている。

(2) ア 実施機関が主張するように、学校別のテスト結果の全てを公開することにより、児童生徒や保護者等が学校ごとの学力差に关心を抱いたり、他校との学力差を意識したりするようになるおそれがあることは否定できない。また、その結果として、地域に居住する保護者、児童生徒等に対する偏見、差別、そして学校間の序列化を助長し、さらには過度の学力競争をあおり、学力が地域の経済的・社会的・文化的条件にかかるものとして捉えられる結果となり、正確な学習状況を調査することができなくなるおそれがある。

イ 一方で、条例第6条第5号該当性の判断に当たっては、学校別のテスト結果の公開が、保護者や地域の住民等に地域の学校のテスト結果を知らしめることによって、教育施策における地域の成果と課題を明らかにし、地域住民や保護者等に地域の教育に関する活発な議論を促し、教育施策等に対する建設的な助言や提案を育みうるという側面があることも忘れてはならない。

ウ さらに、本事業の実施主体は京都府教育委員会と各市町（組合）教育委員会であ

り、京都府教育委員会と各市町（組合）教育委員会が協力して行っている事業であるが、京都府学力診断テスト結果について実施主体の一つである京都府教育委員会においては、これまで、学校名が特定されないような方法で、学校名と点数が結びつかないよう配慮しながら点数等を可能な限り部分公開しているところであり、本件文書の開示の範囲や方法を考えるに当たっては、この点も、十分に考慮すべきである。

(3) 以上の諸点を踏まえて検討すると、本件文書のうち、①テスト結果の概要及び②設問別結果の概要については、その全てを公開すれば、実施機関の言うように、学校間の序列化や過度な競争意識が発生してしまうおそれがあり、ひいては、本調査の目的である正確な学習状況を調査することができなくなり、実施機関が行う当該調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということができる。しかしながら、他方で、①テスト結果の概要及び②設問別結果の概要といった情報を地域住民や保護者等が知ることにも、(2) イに述べたような意義があることに鑑みれば、学校間の序列化や過度な競争意識が発生してしまうおそれに配慮しつつ、可能な限り公開すべきである。

その際、公開すべき情報の範囲及び公開の方法については、いくつかの方法が考えられるところ、(2) ウで述べたような本事業の性質と、京都府教育委員会において行われている開示方法に鑑みれば、それと同様の範囲・方法で開示することは合理的なものといえる。

したがって、実施機関が、本件文書のうち、①テスト結果の概要及び②設問別結果の概要のうち、各学校名、学校別の受検者数及び欠席者数を、条例第6条第5号に基づき非公開としたことは妥当である。

(4) 他方、③正答数の相対度数分布一覧について、学校名を公開とし正答率等を非公開としている点については、別途項を改めて検討する。

3 ③正答数の相対度数分布一覧について

(1) 当初の公開部分について

実施機関は、本件文書のうち③正答数の相対度数分布一覧については、学校名等、合計、京都府全体の結果のみを公開とし、相対度数分布グラフ、正答率及び正答人数を非公開としている。

実施機関によると、このような公開方法が採られているのは、③正答数の相対度数分布一覧については、正答率や人数に関するテスト結果が記載されており、この結果から学校の成績に順位をつけることは難しく、①テスト結果の概要のように一概に学校を成績降順に並べ替えることができず、また、仮に並べ替えるとしても、成績降順以外の方法でどのような基準によるべきかが不明であり、また、そのような並べ替えは公文書の加除にあたる可能性があると考えたことによる、とのことであった。

そして、学校を並べ替えずに、正答率、正答人数等を公開とし、学校名を非公開とした場合、京都府が慣例的に定めている掲載順序が明らかであることから学校が容易に特定されるとのことであった。

(2) 条例第6条第5号該当性について

京都府教育委員会では、京都府による慣例的な掲載順序のままで公開すると学校名を非公開としても容易に学校を推測され、学校別のテスト結果の数値と結びつけて捉

えられるおそれがあることから、エクセルデータの学校の順序を合計得点の成績上位校から降順に並べ替えた上で、各学校名、学校別の人数を非公開とし、正答率を公開している。

そうだとすると、京都府教育委員会の公開方法を参考にし、小学校及び中学校ともに③正答数の相対度数分布一覧の上半分の正答率について、学校の掲載順序を①テスト結果の概要の合計得点の成績降順に並べ替えた上で、①テスト結果の概要及び②設問別結果の概要と同様に学校名を非公開とし、正答率を公開することが可能である。そして、第5の当審査会の判断2に示したような観点からすれば、このような公開方法がより妥当な方法であるというべきである。

他方、下半分の人数に係る部分については、小学校、中学校ともに学校名を非公開としたとしても正答人数を公開することにより、正答人数の合計から学校名が特定されるおそれがあり、条例第6条第5号に該当することから非公開とすべきと考える。

(3) 小規模校に係る情報における条例第6条第5号及び第2号該当性について

実施機関は、小規模校の情報を他の公開されている情報と照らし合わせることにより、当該小規模校の順位等が特定されるおそれがあるとも主張する。しかし、本件の場合、それだけで当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえないと考えられることから、それらの情報について条例第6条第5号に該当しない。

また、小規模校において、受検者数が少人数であるものの、受検者数が複数人いることから特定の児童の得点が識別できるとはいいがたく、また、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれはないと考えられることから条例第6条第2号にも該当しない。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件審査請求の経過

年月日	経過
令和元年 8月 8日	公文書公開請求
令和元年 8月 22日	公文書部分公開決定
令和元年 9月 27日	公文書部分公開決定に対する審査請求
令和元年 10月 21日	情報公開審査会諮問（令和元年度第5回審査会）
令和元年 11月 25日	実施機関から意見書収受（令和元年度第6回審査会） 実施機関から意見聴取（令和元年度第6回審査会） 審議（令和元年度第6回審査会）
令和元年 12月 17日	審査請求人から意見聴取（令和元年度第7回審査会） 審議（令和元年度第7回審査会）
令和 2年 3月 17日	答申